

別紙様式第七十五 (平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

金銭の貸付利息及び外貨証券取得等に係る  
利子又は配当金の支払の受領報告書

( 年 月分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：(18~22)

名称及び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国名	金銭の貸付利息		配当金		債券利子			収分配金			
	555	うち金融子会社以外の子会社との取引	子会社配当金	その他の配当金	長期	うち金融子会社以外の子会社との取引	短期				
		552	551	554		553			561		
599											
米 国	23	304	26	3738	4950	6162	7374	8586	9798	109110	121
カナダ		302									
オーストラリア		601									
ス イ ス		215									
ベ ル ギ ー		208									
フ ラ ン ス		210									
ド イ ツ		213									
イ タ リ ア		220									
ルクセンブルク		209									
オ ラ ン ダ		207									
イ ギ リ ス		205									
香 港		108									
シンガポール		112									
合 計											

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
- 3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
- 4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)